

児童扶養手当・特別児童扶養手当の 現況届について

●児童扶養手当

父母の離婚などによるひとり親家庭などの生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

●特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

●手当の金額(月額)

児童扶養手当 所得により支給額が変わるため個別にご案内しています。

特別児童扶養手当 ▶ 1級該当児童1人につき55,350円 ▶ 2級該当児童1人につき36,860円

●現況届の提出

現在、児童扶養手当、特別児童扶養手当を受けている方で引き続き受給資格を有する方は現況届を以下の期間内に提出しなければなりません。※対象の方には別途、個別にご案内します。

児童扶養手当／8月1日(木)～30日(金)

特別児童扶養手当／8月9日(金)～9月11日(水)

問い合わせ先 児童扶養手当について／役場健康こども課こども支援係 ☎ 482-2935 (課直通)
特別児童扶養手当について／役場福祉課地域福祉係 ☎ 482-2921 (課直通)

定額減税しきれないと見込まれる方と 新たに非課税世帯などとなった世帯に 給付金を支給します



国が掲げる「デフレ完全脱却のための総合経済対策」における物価高への支援として、定額減税を補足する給付と令和6年度に新たに住民税非課税世帯などとなった世帯への給付を行います。

1. 定額減税を補足する給付(調整給付金)

【支給対象者】

令和6年分所得税と令和6年度分個人住民税において実施されている定額減税において、定額減税しきれない額が生じる方。

【支給額】

①と②の合計を1万円単位で切り上げた額です。支給額は対象者ごとに異なります。届いた案内でご確認ください。

①所得税分控除不足額

＝定額減税可能額[3万円×(本人+扶養親族数)]－令和6年分推計所得税額

②個人住民税分控除不足額

＝定額減税可能額[1万円×(本人+扶養親族数)]－令和6年度分個人住民税額

調整給付額＝①＋②

2. 新たに住民税非課税世帯等への給付

【支給対象世帯】

基準日(令和6年6月3日)に町に住民登録のある世帯のうち、次の要件にあてはまる世帯。

- ・令和6年度住民税が新たに非課税となった世帯
- ・令和6年度住民税が新たに均等割のみ課税となった世帯(均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯を含む)

※令和5年度弟子屈町電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(追加分)(7万円)や令和5年度弟子屈町住民税均等割のみ課税世帯等給付金(10万円)を受給した世帯、他の市町村で同様の給付を受けた世帯は対象外です。

【支給額】1世帯10万円

3. 低所得者の子育て世帯への加算

2の給付対象世帯のうち、18歳以下の子ども(平成18年4月2日生まれ以降の児童)がいる世帯には、子ども1人当たり5万円を支給します。

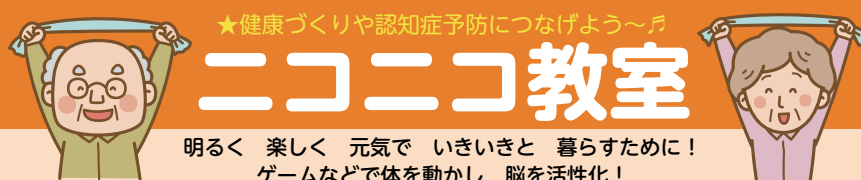
4. 申請方法(1～3 共通)

対象となる世帯に対し、8月上旬に「確認書」を郵送します。内容を確認の上、返送してください。

オンラインによる申請も可能です。同封した書類に記載のQRコードを読み取り、申請を行うことができます。

【申請期間】10月31日(木)まで

問い合わせ先／役場福祉課地域福祉係 ☎ 482-2921 (課直通)



★健康づくりや認知症予防につなげよう～

ニコニコ教室

明るく 楽しく 元気で いきいきと 暮らすために！
ゲームなどで体を動かし 脳を活性化！

65歳以上の方 15名募集～

【日 時】毎週木曜日 脳元気タイム 10時～11時30分

全6回 ①10/10 ②10/17 ③10/24 ④10/31 ⑤11/7 ⑥11/14

【場 所】社会福祉センター1階和室

※送迎の必要の方は相談に応じます

【対象者】今回は弟子屈地区(川湯地区は来年です)

ご興味のある方ならどなたでも

但し、原則毎回すべてのプログラムに参加できる方

ディサービスなど通所サービスを利用中の方は対象外とさせていただきます

参加
無料

申込み締切り… 8月30日(金)

※申し込み多数の場合は、初めての方を優先致します。

申込先・問合せ…

脳トレ摩周(事務局) 阿部 香代子080-6188-3002